

特定希少野生動植物の指定案の縦覧期間(平成22年2月19日から平成22年3月4日まで)に提出された意見の概要及び県の考え方

このことについて、2名から3件の意見が提出され、その意見の概要及び県の考え方は次のとおり。

整理番号	意見の概要	県の考え方
1	<p>・カスミサンショウウオ ・カツラギグミ ・ツクシガヤ</p> <p>「特定希少野生動植物の指定案の概要」について、生息地の記載をぼかしたほうがよいのではないかと。</p>	<p>「特定希少野生動植物の指定案の概要」に記載した生息・生育地情報は、文献若しくは奈良県版レッドデータブックなどのなかで既知のものとして取り扱われている情報である。乱獲等を招くような、より詳細な生息・生育地情報については、ご意見のとおり保護上非公開として取り扱いたい。</p>
2	<p>・ニセツクシアザミ</p> <p>大台ヶ原ドライブウェイ沿いでは、近年、個体数が増加しているようであり、人工面のパイオニア的な性質を有する植物のように感じる。 また、シカによる食害のため植物の形状が著しく損傷し変形はしているものの、それによって個体数が減少しているとは必ずしも言い切れないように思われる。 さらに、新種として認識されてから期間が短く、個体の情報(個体数の増減やシカによる食害の生育に与える影響)の蓄積が十分ではない状況にあると思われる。</p>	<p>ご意見のとおり、大台ヶ原ドライブウェイ沿いでは、近年散見される状況にあるが、一方、西大台地区の沢沿いに生育する本種については、シカによる食害の影響で減少傾向にある。 また、ご意見のとおり、近年確認された新種ではあるが、全国における分布の東限に当たる本県として、今後モニタリングを継続的に実施して情報の蓄積を図るうえで、加えて、本種のシカの食害防止対策を進めることで、生育環境を同じくする他の希少な植物を含めた生態系全体の保全に繋がることから、本種を選定したところ。</p>
3	<p>・ニセツクシアザミ</p> <p>ニセツクシアザミと生育地の標高が似ている種に絞ったとしても、クガイソウ(ナンゴククガイソウ含む)、クルマユリ、オオダイトウヒレン、ホロテンナンショウなど、マニアによる乱獲やシカによる食害などにより、本種よりも絶滅の危機に瀕して、危険な状態にある種がたくさんある。</p>	<p>選定に当たっては、他の法令等により既に捕獲・採取規制を受けているもの(具体的には、自然公園法による指定植物に指定されているもの等:クルマユリ、オオダイトウヒレン)、あるいは保護活動など指定の効果が期待できないもの(具体的には、近年生息・生育の情報がなく、保護の手法が想定しがたいもの等:クガイソウ、クルマユリ)、あるいは選定することにより逆に業者・マニアによる採取を招く危険があるもの(ホロテンナンショウ)は対象から除くなど、総合的な判断をしたところ。 なお、今回の選定は1次指定に向けた選定であり、今後、分布状況や生息等のための環境条件などの情報が蓄積された場合、あるいは条例の規定に基づき県民等から提案を受けた場合などには、追加指定に向けた選定を引き続き検討するところ。</p>